



教高第1223号

教特第489号

教体第893号

令和3年(2021年)1月14日

各県立学校長 様

教 育 長

県立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る児童生徒及び
教職員への指導の一層の徹底について(通知)

本県においては、新型コロナウイルス感染症について、県独自の緊急事態宣言が出され、新規感染者が増加している状況です。また、県立学校においても、感染者が複数名発生している状況にあります。このような状況を踏まえ、各学校ではこれまで以上に、感染防止対策の再確認や児童生徒一人一人への感染拡大防止に向けた意識付け等を徹底する必要があります。特に、高等学校では、学校内でも、教員の直接的な監督下にはない行動や、自主的な活動が増えることから、感染対策について生徒自ら留意するよう、指導することが必要です。

つきましては、令和3年(2021年)1月12日付け教体第875号及び令和2年12月3日付け教体第787号で通知した文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～(2020.12.3 Ver.5)」(以下、衛生管理マニュアルという。)に基づき、感染症対策の一層の徹底をお願いします。原則として、衛生管理マニュアルのレベル3の対応を基に、特に、学校生活等における下記の点については指導の徹底を図るとともに、その状況を十分把握願います。

併せて、感染拡大防止のためには家庭との連携も必要となることから、再度、保護者にも周知願います。

なお、本通知による対応については、2月7日(日)までの期間とし、今後の新型コロナウイルス感染症の地域におけるまん延状況等により、対応の変更等が必要となった場合は、別途通知します。

記

- 1 県独自の緊急事態宣言が出されたことによる一斉の臨時休業は実施しない。
- 2 3つの密の回避のため、地域の感染状況や学校及び公共交通機関の実情に応じて、時差登校、時間短縮及び分散登校を行ってもよい。実施の際は、校長は教育委員会(高校教育課及び特別支援教育課)と事前に協議すること。
- 3 学校内での感染等により臨時休業が必要となる場合や今後の感染状況により分散登校が必要となる場合を想定して、次の(1)、(2)について速やかに対応できるよう、各学校はあらかじめ準備をしておくこと。
 - (1) 児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、各学校の教育課程に基づいたシラバス(授業計画)を見直し、特別の時間割を作成し、計画性を持った家庭学習を課すなどの工夫を講じ、適切な学習支援、適度な状況把握、適正な学習評価を行う。
 - (2) 感染拡大防止に十分配慮しながら、教師が様々な工夫を行い、地域の感染状況や児童生徒・教職員の負担を勘案しつつ、臨時休業期間中も登校日を設ける、学校の空

き教室等も最大限活用して分散登校を実施するなどして、学校での指導も検討する。その際、進路の指導の配慮が必要な小学校第6学年・中学校第3学年・高等学校第3学年等の最終学年の児童生徒が優先的に学習活動を開始できるよう配慮するなど、児童生徒の発達段階や多様な学校の実態を踏まえつつ、対応を検討する。

- 4 発熱、風邪症状、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚障がい等の症状がある場合等には、症状がなくなるまで登校せず、自宅等で休養するよう再度、指導の徹底を図ること。
- 5 県リスクレベルがレベル4以上の際には、県基準により同居の家族に発熱等の風邪症状が見られる場合も登校せずに自宅等で待機するよう再度、指導の徹底を図ること。
- 6 人と人との距離及び座席の配置については、1メートルを目安に最大限の間隔を確保することを遵守するとともに、近距離での対面形式とならないような形で教育活動を行うこと。
- 7 児童生徒等及び教職員に対して、登校前の検温やその記録等を行う等、自身の健康観察に努めるよう、再度徹底すること。また、担任は、登校時の健康観察を徹底すること。
- 8 校内における3つの密の回避、手洗い等の手指衛生、人と人との距離の確保、マスク着用、常時換気(常時換気が困難な場合は30分に1回以上数分間程度窓を全開にする)、清掃・消毒等の基本的な感染防止対策と「新しい生活様式」を徹底すること。
- 9 児童生徒等の中に感染者が出た際に、マスクの着用が不十分なために多くの児童生徒等が濃厚接触者と認定されることを踏まえて、授業中や登下校を含め、マスクの着用を徹底すること。特に、濃厚接触者と認定されたら14日間の自宅待機になることを再認識すること。
- 10 各教科等において、感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動(衛生管理マニュアルP48参照)は行わないこと(感染状況が収束する状況になった際は、感染リスクの低い活動から徐々に実施すること)。
- 11 職業に関する教科の実習等については、令和2年(2020年)9月2日付け教高第658号「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた職業に関する教科の実習等に関するQ&Aについて(通知)」で示されている感染症対策を再確認し、指導にあたっての参考とすること。
- 12 特別支援学校においては、自立活動をはじめ、校内外の学習活動において、教師と児童生徒等や児童生徒同士等が接触するなど、感染リスクが高い状況が考えられる。個別の指導計画に基づく一つ一つの具体的な指導内容について、実施の要否や代替できる指導内容について検討するなどの見直し等を行い、適切な配慮を行った上で実施すること。(令和2年5月15日特別支援教育課事務連絡の別紙「特別支援学校再開に係る運営上の対応チェックリスト」を参照のこと。)
- 13 フェイスシールド・マウスシールドはマスクに比べ効果が弱いことから、飛沫拡散防止効果があるマスク着用を原則とする。ただし、障がいの状態等によりフェイスシールド・マウスシールドのみで学習活動等を行う必要がある場合は、身体的距離(2m以上)の確保を徹底すること。
- 14 昼食時においては、飛沫を飛ばさないような席の配置(向かい合わせでの食事を行わない等)や食事中マスクを外した状態での会話を行わないこと、マスクをした状態にあっても、近距離での会話や大声での会話を控える等の工夫を周知徹底すること。なお、昼食以外の全ての飲食の場面においても、同様とする。また、休み時間の児童生徒等同士の接触やトイレ、売店等での感染防止対策についても十分留意すること。
- 15 不要不急の外出を控え、外出の際も、人混み等の感染リスクの高い場所に立ち寄ら

ないようにすること。

- 16 寮（寄宿舎）における生活についても、1日に少なくとも2回（朝と夕）の検温等の健康観察、食事や入浴時の留意事項の徹底等、感染防止対策に努めること。
- 17 修学旅行においては、本県の感染状況及び他県の感染状況を踏まえ、児童生徒の安全・安心を最優先に考えるとともに、事前に保護者と情報共有を図り、理解を得て、中止または延期を含め、実施の可否を適切に判断すること。
- 18 学校行事においては、校外における活動は中止または延期を含め、実施の可否を慎重に判断すること。また、校内における学校行事についても、地域の感染状況等も踏まえ、実施の可否を慎重に判断すること。なお、実施の際は、万全の感染防止対策を講じ対応すること。
- 19 進学試験、就職試験等を控えた児童生徒については、令和2年（2020年）12月18日付け教高第1113号 教特第433号 教体第837号に基づき、万全の感染防止対策を講じ対応すること。
- 20 部活動については、感染リスクの高い活動（①生徒同士が組み合うことが主体となる活動、②身体接触を伴う活動、③大きな発声や激しい呼気を伴う活動）は、控えること。また、部活動に伴う登下校中及び部活動前後の部室において飲食をすることを控えるよう指導を徹底すること。
- 県内外を問わず他校との練習や練習試合、合宿及び大会等への参加は控えること。ただし、学校体育団体・文化団体・競技団体等が主催・共催する公式大会・コンクール等への参加は除く。参加する場合は、令和2年（2020年）12月4日付け教体第790号及び教文第1775号を参考に最新の感染情報を確認した上で慎重に判断すること。
- 2.1 県立高等学校入学者選抜については、令和2年（2020年）11月30日付け教高第1035号「入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した選抜実施のガイドライン」を、県立特別支援学校入学者選抜については、令和2年（2020年）12月21日付け教特第437号「入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した選抜実施のガイドライン」をそれぞれ遵守し、適切に対応すること。また、入学選拔出願受付については、人と人との距離の確保、マスク着用、常時換気（常時換気が困難な場合は30分に1回以上数分間程度窓を全開にする）、手指消毒の設置等感染症対策を講じ、受付を行う部屋での待ち時間の削減等の工夫を行うこと。

【問合せ先】

- 県立高等学校・県立中学校に関すること
高校教育課 前田、大塚
096-333-2685
- 県立特別支援学校に関すること
特別支援教育課 宮本、竹永
096-333-2683
- 保健、衛生面の対応に関すること
体育保健課 濱本、杉原
096-333-2712
- 部活動に関すること
体育保健課 濱本、鳴瀬
096-333-2712

